

国民年金特別会計

(基礎年金勘定)

平成 18 年度財務書類

貸借対照表

国民保険特別会計基礎年金勘定

(単位：百万円)

	前会計年度 (平成18年3月31日)	本会計年度 (平成19年3月31日)		前会計年度 (平成18年3月31日)	本会計年度 (平成19年3月31日)
<資産の部>			<負債の部>		
現金・預金	2,138,789	2,156,838	他会計繰入未済金	362,311	341,567
未収金	2,798	2,817			
他会計繰入未収金	2,476,975	2,603,995			
未収収益	555	2,655	負債合計	362,311	341,567
貸倒引当金	△ 1,399	△ 1,408	<資産・負債差額の部>		
			資産・負債差額	4,255,407	4,423,330
資産合計	4,617,719	4,764,898	負債及び資産・負債 差額合計	4,617,719	4,764,898

業務費用計算書

国民年金特別会計基礎年金勘定

(単位：百万円)

	前会計年度		本会計年度	
	自 平成17年4月 1日 至 平成18年3月31日		自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	
基礎年金給付費		12,638,647		13,490,924
委託費		553,570		505,134
国民年金勘定への繰入		1,850,151		1,690,151
厚生保険特別会計年金勘定への繰入		1,945,936		1,998,822
支払調整金繰入		77		93
その他の経費		1		0
貸倒引当金繰入額		430		334
本年度業務費用合計		16,988,816		17,685,460

資産・負債差額増減計算書

国民年金特別会計基礎年金勘定

(単位：百万円)

	前会計年度		本会計年度	
	自 平成17年4月 1日 至 平成18年3月31日		自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	
I 前年度末資産・負債差額		4,238,436		4,255,407
II 本年度業務費用合計		△ 16,988,816		△ 17,685,460
III 財源		17,005,788		17,853,383
1 自己収入		1,700,980		1,703,718
抛出金収入		1,687,886		1,685,320
運用益		8,251		13,575
その他の財源		4,842		4,821
2 他会計（勘定）からの受入		15,304,807		16,149,665
厚生保険特別会計年金勘定からの受入		11,392,059		11,997,202
国民年金勘定からの受入		3,912,748		4,152,462
IV 本年度末資産・負債差額		4,255,407		4,423,330

区分別収支計算書

国民年金特別会計基礎年金勘定

(単位：百万円)

	前会計年度		本会計年度	
	自 平成17年4月 1日 至 平成18年3月31日		自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	
I 業務収支				
1 財源				
基礎年金業務対価見合収入		1,687,886		1,685,320
運用収入		8,303		11,476
その他の収入		4,415		4,478
厚生保険特別会計年金勘定からの受入		11,283,096		11,922,397
国民年金勘定からの受入		3,897,559		4,100,247
前年度剰余金受入		1,548,919		1,414,181
財源合計		<u>18,430,180</u>		<u>19,138,101</u>
2 業務支出				
(1) 業務支出 (施設整備支出を除く)				
基礎年金給付費		△ 12,638,647		△ 13,490,924
委託費		△ 553,570		△ 505,134
厚生保険特別会計年金勘定への繰入		△ 1,947,360		△ 1,998,917
国民年金勘定への繰入		△ 1,876,340		△ 1,710,800
支払調整金への繰入		△ 77		△ 93
その他の支出		△ 1		△ 0
業務支出 (施設整備支出を除く) 合計		<u>△ 17,015,999</u>		<u>△ 17,705,870</u>
業務支出合計		△ 17,015,999		△ 17,705,870
業務収支		1,414,181		1,432,230
本年度収支		1,414,181		1,432,230
翌年度歳入繰入		1,414,181		1,432,230
資金本年度末残高		724,607		724,607
本年度末現金・預金残高		2,138,789		2,156,838

注記

(1) 重要な会計方針

① 引当金の計上基準及び算定方法

<貸倒引当金>

貸倒引当金は、債権の貸倒による損失に備えるため、返納金債権等の未収金について過去の実績により算定している。

② その他財務書類作成のために基本となる重要な事項

<消費税等>

税込方式によっている。

(2) 追加情報

① 出納整理期間

出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

② 各財務書類における表示科目の説明

<貸借対照表>

- ・「現金・預金」には、決算剰余金と財政融資資金預託金との合計額を計上している。
- ・「未収金」には、当年度末における当年度分及び過年度分の雑収入等の未収額を計上している。
- ・「他会計繰入未収金」には、厚生年金特別会計及び国民年金勘定からの受入金として収納すべき未収額を計上している。
- ・「未収収益」には、財政融資資金預託金に係る未収利息を計上している。
- ・「貸倒引当金」は、未収金等の債権に係る回収不能見込額を計上している。
- ・「他会計繰入未済金」には、当年度末における国民年金勘定及び厚生保険特別会計年金勘定への繰入未済額を計上している。

<業務費用計算書>

- ・「基礎年金給付費」には、基礎年金給付のため支出した額を計上している。
- ・「委託費」には、国家公務員共済組合連合会等が支給する長期給付のうち基礎年金給付費に相当する額を長期給付の財源として国家公務員共済組合連合会等に交付した額を計上している。
- ・「国民年金勘定への繰入」には、国民年金特別会計法第4条第2項の規定により、旧国民年金法による年金たる給付のうち基礎年金給付費に相当する額を年金給付の財源として国民年金勘定へ繰り入れた額を計上している。
- ・「厚生保険特別会計年金勘定への繰入」には、国民年金法等の一部を改正する法律第35条第1項の規定により、旧厚生年金保険法による年金たる保険給付のうち基礎年金給付費に相当する額を保険給付の財源として厚生年金保険特別会計年金勘定へ繰り入れた額を計上している。
- ・「支払調整金繰入」には、厚生保険特別会計及び国民年金特別会計において会計間、勘定間の年金の支払調整のための繰入額を計上している。
- ・「その他の経費」には、賠償償還及び払戻金等の額を計上している。

- ・「貸倒引当金繰入額」には、債権の貸倒に伴う費用及び損失のうち当年度の負担額を計上している。

<資産・負債差額増減計算書>

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前年度貸借対照表における資産・負債差額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、業務費用計算書における本年度業務費用合計を計上している。
- ・「財源」には、自己収入と他会計からの受入の合計額を計上している。
- ・「自己収入」には、拠出金収入等とその他の財源を計上している。
- ・「拠出金収入」には、国家公務員共済組合連合会等から受け入れた基礎年金の給付等に充てるための収入額を計上している。
- ・「運用益」には、利子収入を計上している。
- ・「その他の財源」には、支払調整金受入及び雑収入に係る収入額を計上している。
- ・「他会計（勘定）からの受入」には、他会計（勘定）からの受入額を計上している。
- ・「厚生保険特別会計年金勘定からの受入」には、国民年金法第94条の2第1項の規定により、基礎年金の給付等に要する費用に充てるため、厚生保険特別会計年金勘定から受け入れた額を計上している。
- ・「国民年金勘定からの受入」には、国民年金特別会計法第3条の2の規定により、基礎年金の給付等に要する費用に充てるため、国民年金勘定から受け入れた額を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本年度貸借対照表における資産・負債差額を計上している。

<区分別収支計算書>

- ・「基礎年金業務対価見合収入」には、国家公務員共済組合連合会等から受け入れた基礎年金の給付等に充てるための収入額を計上している。
- ・「運用収入」には、利子収入を計上している。
- ・「その他の収入」には、雑収入に係る収入額を計上している。
- ・「厚生保険特別会計年金勘定からの受入」には、国民年金法第94条の2第1項の規定により、基礎年金の給付等に要する費用に充てるため、厚生保険特別会計年金勘定から受け入れた額を計上している。
- ・「国民年金勘定からの受入」には、国民年金特別会計法第3条の2の規定により、基礎年金の給付等に要する費用に充てるため、国民年金勘定から受け入れた額を計上している。
- ・「前年度剰余金受入」には前年度決算上の剰余金の受入額を計上している。
- ・「基礎年金給付費」には、基礎年金給付のため支出した額を計上している。
- ・「委託費」には、国家公務員共済組合連合会等が支給する長期給付のうち基礎年金給付費に相当する額を長期給付の財源として国家公務員共済組合連合会等に交付した額を計上している。
- ・「厚生保険特別会計年金勘定への繰入」には、国民年金法等の一部を改正する法律第35条第1項の規定により、旧厚生年金保険法による年金たる保険給付のうち基礎年金給付費に相当する額を保険給付の財源として厚生年金保険特別会計年金勘定へ繰り入れた額を計上している。

- ・「国民年金勘定への繰入」には、国民年金特別会計法第4条第2項の規定により、旧国民年金法による年金たる給付のうち基礎年金給付費に相当する額を年金給付の財源として国民年金勘定へ繰り入れた額を計上している。
- ・「支払調整金への繰入」には、厚生保険特別会計及び国民年金特別会計において会計間、勘定間の年金の支払調整のための繰入額を計上している。
- ・「その他の支出」には、賠償償還及び払戻金等の支出額を計上している。

③ その他財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- ・単位未満の計数の切り捨て及び100万円未満の計数の表示等
金額の単位は100万円単位とし、単位未満は切り捨てているため、合計は一致しないことがある。
100万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。